

第一百四十回
参議院農林水産委員会会議録第四号

平成九年三月十七日(月曜日)
午前十時三分開会

三月十四日
委員の異動

辞任

村沢 牧君
国井 正幸君

補欠選任

大河 紗子君
菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

真島 一男君

理事

浦田 勝君
高木 正明君
阿曾田 清君
谷本 巍君
一井 淳治君

林野庁長官 高橋 敦君
林野庁次長 福島啓史郎君
事務局側 常任委員会専門員 秋本 達徳君
説明員 防衛施設管理課長 佐伯 恵通君
部設施管理課長 労働省労働基準局賃金時間課長 松井 一實君

本日の会議に付した案件

○森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(真島一男君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、村沢牧君及び国井正幸君が委員を
辞任され、その補欠として大河紗子君及び菅野久
光君が選任されました。

○委員長(真島一男君) 森林病害虫等防除法の一
部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合
併助成法の一部を改正する法律案 以上両案を
一括して議題といたします。
両案につきましては、既に趣旨説明を聴取して
おりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○井上吉夫君 私は両法案のうち、森林組合法並
びに合併助成法の問題を中心として御質問をいた
します。

我が国の森林の総面積、御承知のとおり約二千
ヘクタールでございます。これは全国土の

約七割を占めておりますし、総蓄積でも三十五億
立方を数えるなど、現在人工林を中心としたま
して成熟過程にあり、まさに国産材時代近しとい
うぐあいに言われているのが昨今の森林の状況で
あります。そして、年間の成長量が大体七千万立
方と言われる中で、外材の輸入が非常に依存率が
高うございますから、国内産材によります供給は
大体二千万立方前後と言われている。算術的に言
いますと五千万立方は蓄積分がどんどん残る勘定
になりますけれども、しかしながら、このような
状態だと手入れをする意欲を失って、算術上の五
千万立方ずつの蓄積増というには決して必ずしも
好ましい山の状態ができるとは到底思えません。
こういう森林組合の現状と山の状況などから考
えて、今課せられる森林組合の課題をどう認識し
ておられるか、このことについてまず農林大臣か
ら御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(藤本孝雄君) 山の問題につきまして
私は、その組合の最初からの組合長としてずつ
とやつてまいりました。ようやくそれが広域合併
をいたしましたのは四年前であります。ここでよ
うやく経済行為が本当に軌道に乗り始めたのかな
といふ経験を持つておりますだけに、この際、
やっぱり広域合併というのがどうしても林業を活
性化するために必要だということを認識しております。
それだけに、今度の合併助成法はそういう
意味では私は歓迎すべきものだと思っておるわけ
です。ところが、合併をしても本当の意味の森林
組合らしい活動ができるかということになります
と、これは合併だけではなかなか容易でございま
せん。

森林組合は御承知のように地域林業の中核的な
担い手であると認識をいたしております。しかし
ながら、この森林組合の経営基盤は非常に弱い状
況でございまして、この現状から考えますと、こ
れからの課題といたしましては、合併の促進であ
るとか事業範囲の拡大などによりましてこの經營
基盤の強化を図っていくということが不可欠の問
題であると、そのように認識をいたしております。

○井上吉夫君 林業が今非常にやりにくい状態に
あることは、大臣も御承知のとおりであります。
私も随分長いこと森林組合長を務めて今日に
至っています。当時、三つの町村が合併をして出
ました。主として林野庁長官に答えてもらつて結
構だと思いますが、合併助成法ができました昭和
三十八年当初は全国に約三千五百ほどあった森林
組合だと思いますが、関係者の取り組みによりま
して、平成六年度末では約一千四百組合となつて
おりますけれども、今申し上げましたような二つ
の市町村を越えたいわば広域合併といふところを
拾つてみると、まだ全体の約二割程度であります。
こういう状況の中、本当の意味の森林組合
らしい活動体としての活性化のためには、どうし

保にどのように結びつけようと考へておられるこ
と。

労働問題につきまして、この二つの点をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 林業労働力の確保は林業をこれから継続的に実施していく上で大変大事重要な問題でございまして、昨年の四月に林業労働力の確保の促進に関する法律が制定されたところでございます。

この法律のその後の実施状況でございますが、昨年七月に労働省と共同しまして国の基本方針を公表しております。この方針に即しまして既に十三県で基本計画を策定済みでございまして、残る三十四都道府県が現在 農林水産大臣、労働大臣に協議中でございます。既に基本計画を策定した十三県を初めといたしまして、本年度末までに三百事業主ぐらいが改善計画を策定して認定事業主になるという見込みでございます。

それから、林業事業体に労働力の確保等を支援いたします林業労働力確保支援センター、この設置状況であります。十一県で支援センターを新設済みでございます。それから、三月末までにあと四県が指定をする予定であります。九年卒中には全県で指定が済むというふうに思っておられます。その支援センターで新しい労働者に対する研修でありますとか、高性能機械の貸し付けでありますとか、そういう事業を開始したいと考えておられるわけであります。

そして、この森林組合の役割でありますけれども、今回の改正に基づきまして雇用管理の改善、事業の合理化というものを計画に追加することとしております。そして、それを追加することによって林業労働力確保上の認定事業主とみなすリット、すなわち林業改善資金の特例措置でありますとか、林業就業促進のための無利子の貸しあげというようなものを借り受ける状況ができるわけでございます。

○井上吉夫君 今も申し上げましたように、仕事

合併計画の中で、確保に向けての認定事業者としてあります。労働力の確保とてあわせ認定が可能だということありますので、法の形の上はそれではよろしくうございますが、実際上どういうぐあいにこれを進めるかといふことの難しさは言うまでもありませんので、さらにこのことにうんと力を入れていただきたいと思います。

この際、私は労働省からもお出でをいただきました。というのは、林業就業者を確保するためにはその就労条件を向上させるということは大変重要な課題であります。私どもそのことは心得ておられますし、雨の降る日は仕事にならない。そして、季節的な作業の忙しい時期とそうでない時期との違いがあります。私は県森林組合の会長もありますが、そつちの方はまあいいとして、それの実際の仕事をやってくれる実施部隊は単位森林組合であります。そこの一一番大事な仕事の担当者は作業班員であります。作業班員が、他の職種と全く同じように土曜日曜、週二日は休みなどということを決められますが、なかなか作業員にとってはやがいが悪い点があります。日曜一日くらいはみんなと同じよう休むにしても、土曜日曜が天気なのに、前の日の金曜や木曜は雨降りで仕事にならないということになりますと、実質上は週休二日が三日にもなってしまう。それは作業員にとっても決してありがたいことではありません。森林組合の仕事にとってもぐあいが悪いというののが実態であります。

今回、平成五年度の労働基準法の改正で林業に労働基準法が完全適用されることになり、ことしの四月一日から猶予措置もなくなるということではありますけれども、実態から見れば今申し上げたような大変他の職種と違った条件下に置かれていますから、今度の時短法の扱い等について既に衆議院では委員会、本会議、可決したよう

ありますが、まだしばらくやつぱりこれを推進するためのいろんな手立てを考えていかなきならぬないうぐいに労働省自体もお考えいただいておるようあります。ただ、このことをどう実行するかとなりますと、国と出先とでは認識に非常に違ひがありますて、もう労働基準法の猶予期間はなくなったので、このとおりしっかりと守ってもらわにや困るということになりますと現場は大変混乱をいたします。

したがつて、このことに向けてまずは林野庁自体の中でこの森林組合における作業の体系、労働基準法とのかかわりについてどうやればいいのかということを、いろんな実態を正確に調べながら、労働省とも協議をして一番あさわしいマニュアルをぜひつくつて、それぞれの地元に混乱がないようにしてほしいなというぐあいに考えておりますので、このことについての林野庁並びに労働省の御見解をお伺いいたしたいと思います。

あわせて、時間ももうほとんどありませんので、この機会に私は、最近いろんな公社公団等の問題が俎上に上つておりますが、この際に私は森林開発公団についてちょっと触れたいと思います。

森林開発公団がどういう事業をそれぞれの地域で展開しておられるかは、公団の仕事が活発に行われているところでは専と御承知だと思いますが、今民間の自力造林というのはほとんどありません。どうしてもまだまだ手を入れなきゃならぬな、まだこの山だけは跡山の新植をしなきゃならぬなというような林分についてはほとんど森林開発公団がその仕事をやっているのが実態であります。

そして、森林開発公団が山主との間で分収契約を結んで、その仕事の実態は地元の森林組合が作業を実行しているという関係にありますので、これは各種の行政改革上のいろいろな問題はあるかもしけぬが、しかしながら森林開発公団が果たしている水源林造成での役割というのをしっかりと認識して、これはどんなことがあっても存続をしな

きやならぬというふうに思つております。このことについてのお答えは大臣からお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○政府委員(高橋勲君) 週四十時間労働制につきまして、これが平成九年三月三十一日までの経過措置、週四十四時間でございましたが、この四月一日からは四十時間、私どもも森林・林業に従事する方々といろいろとその状況などを伺いしながら、これが実態的に定着できるものかどうかといふうなことで検討を重ねてまいりました。

やはり林業の実態に合う時間帯をつくる、作業の仕組みをつくるなどが大事だと思っております。変形労働時間制というふうなことで一年間をとりまして、その中で、日の長い間は仕事ができるときに少し時間を長く仕事をするというふうな形で対応して、林業という、アウトドアといいますか外で仕事をする人たちの状況に合った体制での変形労働時間制というものを考えておるわけでございます。

○説明員(松井一實君) 先生お尋ねの週四十時間制につきましては、林業など現在もその適用が猶予されている事業所につきましても、この四月から全面的に実施されます。しかしながら、その全面的に実施されることは、まだ少なからぬ事業所で実施が困難という状況もございます。

そのため、今国会におきまして、労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正、これを御審議いただきおりまして、実はこの中でいわゆるこの四月からの二年間を指導期間という形で位置づけまして、その間きめ細かな指導、援助、これに徹するというふうにしなければならないとされております。

労働省としましてはこの改正法案を踏まえまして、ひとつ週四十時間労働制定着のためのノウハウの提供といったものを集団指導とか説明会、こういったことをやりながら根づかせるとともに、時間短縮をやる際に中小企業、コスト問題が生じてまいります。そういうたコスト問題につきまし

て、省力化投資、労働時間制度改善、そういうことについてのお答えは大臣からお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○政府委員(高橋勲君) 面での負担軽減のための助成金を設けることと、それから会員の事業主に対しまして事業主の団体が自主的な点検とか改善指導を行う、そういうた

ものにつきましてもまた援助をするといったよ

ういふうなことで、いわゆる体系的、計画的な措置を講ずる中で

頑張っていきたいと思っております。

特に林業、これにつきましては、平成五年から

労働時間法が適用されるようになつたという事

情もあります。しかも、先生今御指摘のような問

題も種々ございますので、具体的な対応策に踏み込んだ資料と申しますが、そういうものも作成さ

せていただきまして、関係者がこれを使って円滑

に四十時間制が定着いたしますように、我々の第

一線機関も含めまして十分な対応に努めていきた

いというふうに考えております。

○国務大臣(藤本孝雄君) 今、森林開発公団の大

きな役割につきまして御指摘がございました。私

も全くそのように考えておるわけでございます。

この水源涵養林の造成という問題は、いろいろ

水不足という問題が現在大きな問題になつてお

ります。そういうことから考えまして、公益的な機能

を非常にこの水源涵養林の造成というものは持つ

ております。この事業は、今御指摘のように

ござりますけれども、迅速かつ機動的に対応するた

めに設けられたこの制度がなくなつても問題はな

いのかということについてまず御質問いたしました

が発生する北限であつたと言われておりましたけれども、今やそれ以北でも被害が広がつていると

いうふうに聞くわけであります。

私の地元の北陸でござりますけれども、このた

び重油被害のありました越前加賀海岸国定公園、

これは白い砂と青い松、白砂青松ということで大

変に風光明媚なところでございますが、この海も

最近本当に遙んできれいでござりますけれども、

この松林をいかに観光のために保つかというよう

なことに大変地元では気を使つておるというよう

なことに大変地元では気を使つておるというよう

なことに大変地元では気を使つておるというよう

いうことであります。全国の松が大分やられたから被害が少くなつてきたということを指摘する方もあります。

一方、また、松くい虫の被害は仙台までが被害

が発生する北限であつたと言われておりましたけれども、今やそれ以北でも被害が広がつていると

いうふうに聞くわけであります。

私は、森林病害虫等防除法に取り入れまして、こ

れまでの特別措置法で実行しております農林水

産大臣や県知事による空中散布特別防除の直接実

施といふこの行為につきましては今後は行わな

い、こういうふうな改正内容にいたしまして、最

近の松くいの被害状況に対応した体制をつくった

次第でございます。

○松村龍二君 松くい虫被害対策ということになりますと、とかく話題になるのが空中散布でござります。

勞働力も高齢化し減少している等の状況下では、必要な防除方法であるとは考えますけれ

ども、このたび空中散布の直接実施制度について

は農水省は直接するのは廃止するということでござりますけれども、迅速かつ機動的に対応するた

めに設けられたこの制度がなくなつても問題はな

いのかということについてまず御質問いたしました

あわせて、今まで二十年間続けてきた松くい虫被害対策特別措置法の延長でなく、防除法の改正で対応する理由をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 松くい虫による被害につきましては、昭和五十四年度に二百四十三万立方

ということでピークに達したわけありますが、その後いろいろな対策を講じることによりまして平成七年度には四割程度の百一十万立方ということが減少しております。

そういう状況を取り組んでいかなければならぬ、また

森林公園の役割は非常に大きいものだというふうに考えております。

○井上吉夫君 終わります。

○松村龍二君 自由民主党の松村でございます。

私は、森林病害虫等防除法の改正についてお伺いいたします。

松くい虫の被害は、日本じゅうにおきまして昭和五十四年をピークに大変な被害があつたわけでもあります。近年は一時期よりは落ちついておるところ

といいますのは、これまでの特別措置法で実行しております特別伐倒駆除とか樹種転換、こう

いうふうな今後も対策としてぜひ残すべき方式は新しく森林病害虫等防除法に取り入れまして、これまでの特別措置法で実行しております農林水産大臣や県知事による空中散布特別防除の直接実施といふこの行為につきましては今後は行わない、こういうふうな改正内容にいたしまして、最近の松くいの被害状況に対応した体制をつくった次第でございます。

一方、また、松くい虫の被害は仙台までが被害

が発生する北限であつたと言われておりましたけれども、今やそれ以北でも被害が広がつていると

いうふうに聞くわけであります。

私は、森林病害虫等防除法に取り入れまして、こ

れまでの特別措置法で実行しております農林水

産大臣や県知事による空中散布特別防除の直接実

施といふこの行為につきましては今後は行わな

い、こういうふうな改正内容にいたしまして、最

近の松くいの被害状況に対応した体制をつくった次第でございます。

○松村龍二君 松くい虫被害対策ということになりますと、とかく話題になるのが空中散布でござります。

勞働力も高齢化し減少している等の状況下では、必要な防除方法であるとは考えますけれども、このたび空中散布の直接実施制度について

は農水省は直接するのは廃止するということでござりますけれども、迅速かつ機動的に対応するた

めに設けられたこの制度がなくなつても問題はな

いのかということについてまず御質問いたしました

あわせて、今まで二十年間続けてきた松くい虫被害対策特別措置法の延長でなく、防除法の改正で対応する理由をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 松くい虫による被害につきましては、昭和五十四年度に二百四十三万立方

ということでピークに達したわけありますが、その後いろいろな対策を講じることによりまして平成七年度には四割程度の百一十万立方ということが減少しております。

そういう状況を取り組んでいかなければならぬ、また

森林公園の役割は非常に大きいものだというふうに考えております。

○井上吉夫君 終わります。

○松村龍二君 自由民主党の松村でございます。

私は、森林病害虫等防除法の改正についてお伺いいたします。

松くい虫の被害は、日本じゅうにおきまして昭和五十四年をピークに大変な被害があつたわけでもあります。近年は一時期よりは落ちついておるところ

といいますのは、これまでの特別措置法で実行

しております特別伐倒駆除とか樹種転換、こう

いうふうな今後も対策としてぜひ残すべき方式は新しく森林病害虫等防除法に取り入れまして、こ

れまでの特別措置法で実行しております農林水

産大臣や県知事による空中散布特別防除の直接実

施といふこの行為につきましては今後は行わな

い、こういうふうな改正内容にいたしまして、最

近の松くいの被害状況に対応した体制をつくった次第でございます。

一方、また、松くい虫の被害は仙台までが被害

が発生する北限であつたと言われておりましたけれども、今やそれ以北でも被害が広がつていると

いうふうに聞くわけであります。

いは獎勵防除という形で自主的に実行するという場合もありますので、やはり特別防除を実行するにつきましてはその実施基準が必要だらうということで、実施基準をつくることにしております。

その実施基準につきましては、これまでいろいろと生活環境あるいは自然環境の保全というふうなことから、特別防除の対象から除外すべき区域の基準でありますとか、いろいろな留意事項等を細部にわたって決めておったわけでございま

す。それから、実行に当たりましては住民の意向を反映するというふうなことで、地元説明会を開催するというふうなことで実行してまいりましたので、基本的には今回つくる実施基準も従来の内容とほとんど同じでありますけれども、有識者によると御検討をいたいたいた懇談会での意見を踏まえまして、人によつて薬剤による影響の程度が異なることがあるということであります。そういうことに配慮しまして万一千被害が発生した場合の的確な対応措置について、地域の医療機関への事前の周知徹底を図ることなど、こういう事項につきまして新たに盛り込む考えでございます。

○松村龍二君 先ほど申しました三国町の東尋坊周辺では、観光資源として地元でも松林を守りたいといふ熱意が相当高いものがございまして、伐倒駆除、地上散布、樹幹注入などの防除対策に積極的に取り組んでいるところであります。九州の宮崎の日向灘の海岸の松林等につきましても、一本一本登録して、その松について診断書をつくりながら、きめの細かい対応をしていると、いうふうに聞いておるところでございます。しかしながら、残念ながら死んでしまつて松もあり、伐倒駆除対策の重要性があるわけでござりますが、今回の法改正に伴う今後の伐倒駆除の考え方、予算措置を含む対応の内容についてお伺いします。

○政府委員(高橋勲君) 御指摘のように、松くい虫の被害対策につきましては、地域の実情に応じて実行するということが大事なわけであります

が、その中で伐倒駆除につきましては、通常の伐倒駆除とそれから特別伐倒駆除を実行することにござることによりまして健全な松林を整備していくことを行なう形で、平成九年度では約十五億円の予算を計上しております。

○松村龍二君 最後に、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

ただいま観光林について申し上げましたけれども、中国地方を中心としたとして、本当に観光用でない松林の重要性というものがあらうかと思ひます。被害はまだ手抜きできる状況ではなく、これからもある意味で從来以上に政府としては総力を挙げて全国的に猛威を振るつた松くい虫被害の撲滅を図り、日本人にとって重要なかけがえのない松林を守ることが必要だと思います。

このようなことから、二十年間の総括といたしまして、大臣に今後新たなる対策に向けた決意についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 私の選挙区は香川でござりますけれども、大変な松くい虫の被害を受けおりまして、よく香川県は年間二回紅葉があると言われておるぐらい、山が真っ赤になって松くい虫の被害を受けております。

そういう選挙区ですと被害を受けておる松林を見ますと、松くい虫の被害対策というものには人一倍関心もござりますし、取り組んできたわけでもございまして、全国的な規模で松くい虫対策を進めていくという立場になりましただけに、地域の被害状況に応じまして松くい虫対策というのは的確な防除のやり方で継続的に実施していかなければならぬ、そのように考えております。

○松村龍二君 終わります。

私は主として、森林組合法及び森林組合合併成法に関しまして、大臣並びに長官に御意見を承つてしまりたい、そのように思います。自由民主党の井上議員より極めて格調の高い御伺いをしてまいりたい、そう思ひわけでございました。

林野庁からいただきました資料を見ておりますと、平成六年の資料しかいたでないんです。が、現在の森林組合数は一千五百五組合といふよう書かれておりますが、平成八年、九年、アッパー・ツー・データな数で今組合の数がどれぐらいあって、今回の改正により将来どのような数に変化をしていくと推測されておるのか、あるいは思ひ込めてでも結構でござりますが、長官の五年後、十年後を見たビジョンをますお伺いいたしました。

○政府委員(高橋勲君) 現在、アップ・ツー・データな森林組合の数は千三百九十五ということございまして、これを組合系統の目標といたしまして昨年の十一月に六百組合ぐらいにしようじゃないか、こういう目標にしていると承知しております。

この六百組合という理由は、今流域単位で森林あるいは林政の政策を考えようと。流域の上流下流を含めてその中で森林組合が非常に中核的な役割を果たすわけありますので、百五十八流域でございまして、全国的な規模で松くい虫対策をしていきたい。あるいはその組合が、今そういう流域は約半分ぐらい、七十八ぐらいの組合がそういった立派な組合を育てているというふうに承知しておりますけれども、それを百五十八の流域でそぞれぞれにそういう森林組合を育てていきたい。

そこまで全部が合併してしまるのは難しいといふ点もありますので、やはり流域単位で言えば三組合か四組合の合併組合が残つて、トータルしま

すと百五十八の流域に立派な森林組合が一つずつと、それから三、四組合がそれぞれ残つて目標としては六百組合というふうなことを考えているわけでございます。

○石井一二君 立派な組合と、立派、立派とはいう言葉が三度ばかり出たわけですが、では今ある組合は立派でないということを自認されておしゃつておるんですか。

○政府委員(高橋勲君) 立派な組合といふのはちょっと激しい表現だったかもしれませんですが、地域によってそれぞれに差がありますが、地域によってそれぞれに差がありまして、しっかりと地域に差がありまして、それを健全に運営しておられる組合、こういうところも実態上、残念ながら、森林整備という事業あるいは林産加工、名ばかりの組合、こういうところも実態上、残念ながらあるわけでございます。

○石井一二君 今までの組合には理事会制度といふものはなかったと聞いておりますが、改正法においては理事会というものの位置づけはどのようにつておりますか。

○政府委員(高橋勲君) これまでの森林組合では理事会制度がなくして、民法による公益法人の理事会制度がなくて、民法による公益法人の理事会制度というもので運営をしてきたわけあります。が、今回の改正によりまして商法に準拠する理事会制度といふものを位置づけていただきたい、こういう考

えてございます。

○石井一二君 理事会に免責条件があるかないか、あるとすればどのような状態のもとでそれを認められておるのか、お伺いいたします。

○政府委員(高橋勲君) 森林組合の理事会につきましては、改正前は連帯して責任を負うこととされましたが、改正によりまして理事会を法定化することに伴い、理事会自体の意思決

定と理事個人の責任との関係を分離し、理事が理事会の決定について免責される場合を規定することとしております。

すなわち、森林組合法四十七条五項によりまして、商法二百六十六条第二項及び第三項を準用し、理事会での決議の際、議事録に異議をとどめたかった理事のみが当該決議に基づく行為について責任を負い、議事録に異議をとどめた理事は免責されることとなるわけでございます。

○石井一二君 であるとするならば、とりあえず免責を確保する意味で異議を唱えておこうという保身的な行動というものが顕著となり、かえって組合の運営が難しくなるということを懸念いたしますが、その点の御見解はいかがでございますか。

○政府委員(高橋勲君) こういう地域で形成されている森林組合でありまして、その中ににおける理事でありますから、それぞれの地域を代表する人が理事になつていると思われます。ですから、その森林組合で必要な事業でありますとか経営でありますとか、そういうものを論議するときに保身のためだけに異議を唱えるということを想定するよりは、やはり正々堂々の議論をしながら自分の主張を通す、そして異議を唱えた者については免責をする、こういう考え方をとっているわけでございます。

○石井一二君 私と長官どもちょっと意見が合いませんが、この問題について大臣の御所見がもしあればお伺いしたいと思います。なければ結構です。

○国務大臣(藤本孝雄君) なかなか難しい問題だと思います。残念ながら実態、実情をよく承知しておりませんので、私なりに勉強させていただきたいと思います。

○石井一二君 もう少しこの論議を続けますと、旧法、改正前、現法では各理事が代表権を持つておったと思うんです。ところが、改正案では代表権は代表理事のみということになると思うわけあります。そうすると、ここで免責のために異議

を唱えなくとも平理事はそのような責任を問われるという度合いが薄いのではないかと思います。

そういう観點から、私が申しておりますように、理事の免責を異議を唱えることによって認め思ひのですけれども、長官、重ねて御所見があればお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 今回の改正で、代理理事のみが代表権を有するという形になつたわけであります。が、同時に理事会制度が生まれて理事会が事を決定すると、こういう形になつたわけがあります。

そこで、その理事会の中で、やはりこういう地域社会の中で代表者といいますか、いろんな有力者もおられるわけですが、そういう意見に引きずられずに反対を唱える、異議を唱える、そによる免責というふうな条項を考えたわけでございます。

○石井一二君 私はこの点に関してはまだ納得をいたしておりませんが、まだ採決までに相当時間もありますので、私ももう少し勉強をしてみたいと思います。

続きまして、監事についてお伺いいたしますが、監事の職務また権限についてちょっと簡単に御説明を願いたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 改正後の法に基づく監事の権限、監事の業務でございますけれども、監事の業務調査権、それから理事の監事への報告義務を認めるとともに、監事の理事会出席、意見陳述権、理事会招集権を認めることとしております。

それから、監事が総会決議取り消しの訴え、出資された者とされております。

○石井一二君 なつかか難しい問題だと思います。残念ながら実態、実情をよく承知しておませんので、私なりに勉強させていただきます。

○国務大臣(藤本孝雄君) なつかか難しい問題だと思います。組合の総会と株主総会というのはほぼ同じと考えていいんでしょうか。

○政府委員(高橋勲君) 組合の総会と株式会社の株主総会とは、団体の最高の意思決定機関という意味で、基本的には性格は同一であると思っております。

○石井一二君 現在の法律で、総会における役員の説明義務というものは規定されているんですか。

監事の仕事、業務につきましては以上のとおりでございます。

○石井一二君 今申された中で、代表訴訟の提起権という言葉がなかったですが、それは監事に認められていないんですね。

○政府委員(高橋勲君) 認められております。○石井一二君 そうすると、今、長官がおっしゃった理事の行為の差しとめ請求権ですが、これは現法でも認められているんですか。今度新たに追加されたんですか。

○政府委員(高橋勲君) 監事につきまして今度新たに追加したことでございます。

○石井一二君 このたび特に新たに追加された理由をお述べいただきたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) これまでは理事の業務執行を牽制するというふうなことができなかつたわけであります。監事につきまして権限の強化と

○石井一二君 この代表訴訟は組合員も提起できますか、どうですか。

○政府委員(高橋勲君) 可能であります。

○石井一二君 一般社会人はいかがですか。

○政府委員(高橋勲君) それはできません。

○石井一二君 役員の欠格事由について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 役員の欠格事由につきましては、法第五十四条において準用する商法第二百五十四条ノ二の規定によりまして、一、禁治産者または準禁治産者二、破産宣告を受けた者、三、森林組合法、商法等の規定に違反して刑に処せられた者とされております。

○石井一二君 組合の総会と株主総会というのはほぼ同じと考えていいんでしょうか。

○政府委員(高橋勲君) 組合の総会と株式会社の株主総会とは、団体の最高の意思決定機関という意味で、基本的には性格は同一であると思っております。

○石井一二君 林野庁からいただいた資料によりますと、現在の組合の約三割が俗には赤字組合だと思います。それで、合併を促進する場合に、こういった組合も併合していくべきならない、それ以上とする考えでございます。

○石井一二君 林野庁からいただいた資料によりますと、現在の組合の約三割が俗には赤字組合だと思います。それで、合併を促進する場合に、こういった組合も併合していくべきならない、それ以上とする考えでございます。

○石井一二君 林野庁からいただいた資料によりますと、現在の組合の約三割が俗には赤字組合だと思います。それで、合併を促進する場合に、こういったものが認められておるか、この点について御説明を願います。

○政府委員(高橋勲君) 確かに現在の事業を実績

されてないんですか、質問に対する説明義務。○政府委員(高橋勲君) 現在の森林組合法では規定されておりませんが、新しい改正後の森林組合法では規定されています。

○石井一二君 次に、森林組合合併助成法絡みでございますが、組合合併の認定要件について簡単に御説明をいただきたいと思います。

○石井一二君 第五期の合併認定基準について申し上げますと、組合員所有森林面積の合計はおおむね一万五千ヘクタール以上、払い込み済み出資金額は三千万円以上、常勤役職員数は十人以上としてきたところであります。次期における税制上の支援措置を受けるための具体的な基準は、国の施策上支援を行う組合として少なくとも満たすべき要件として次のとおりとすることとしております。

組合員の所有森林面積については、既に多くの組合が現行の基準をもとに合併協議を行っておりますので、第五期と同様におおむね一万五千ヘクタール以上とすることとしております。

それから、払い込み済み出資金額につきましては、経営の多角化のために流通加工部門等の充実が必要であります。そのため加工施設の拡充等のための追加資本額が必要ということと、二千万円程度これが必要ではないかということから、

それから、常勤の役職員数につきましては、現下の厳しい経営状況を考慮しますと、人件費を極力ふやさないとということから、第五期と同様十人以上とする考えでございます。

それから、監事が総会決議取り消しの訴え、出資の行為の差しとめ請求権、組合員、監事による理事の責任追及の訴えを認めるとしておりま

か、今なかなか人手がないという面もありますが、そういう意味から特別防除という方法があるわけですが、御指摘のように環境保全とかそういう面での留意は十分しなければいけないと いうふうに思っております。

これまでの実績としましては、やはり貴重な野生物の生息地、あるいは病院、学校の周辺、こういうところでは実施しないとか、あるいは環境の保全とか農業、漁業への被害防止のため必要な措置を講じたり、実行に当たっては地区への説明会の開催というふうなことで地元住民の理解と協力を得る、こんなふうな形で実行ってきておったわけであります。

その結果の実力の影響につきましても、昭和五

それから、被害につきましては、やはり空中散布を実行するに当たりまして連絡協議会とか地区説明会、こういうことを設けておるわけであります。ですが、そういう協議会の場でいろんな苦情があります。たゞそれは件数としては把握しておりますが、たゞそれには自動車の塗装がはげたとかそういうものが件数としては何件かあったというふうに報告を受けております。

○高橋令則君　余り具体的に被害とか苦情についてはつかまえておられないようですがれども、依然としてやっぱり空中散布については環境への影響とかいろいろな意味で批判があることは事実であります。

したがって、今後やはりそういうものに対しひきちゃんと対応していくのが大事だと思いますので、例えばそのような被害の申し立てとかあるいはそういうものがあつた場合には、林野庁サイドでは、第三者を交えた調査をするとかいろんな方法を講じて、オープンにして議論をしながら住民に公開をして納得を得るというふうな、ディスクローズといったやり方をして住民の理解を得る、そういう努力をひきちゃんとしていただきたいと私は思ひます。

それから、特別找到収容の問題ですけれども、

これもいわゆる大事な手段としてずっと行われてきましたが、最近は余り広がっちゃつたもののですから聞きませんけれども、松くい虫の被害の広がりやあいを見てきますと、木材の移動の道筋に沿って拡大していくんですね。いわゆる、伐倒しただけれども、それをそこで処分しないで、言うなれば不心得な者がおりまして、移動して売っちゃうんですね、ある程度の残ったやつは、東北でいいますと国道四号線沿いに北上しちゃうんですよ。国道四号線というのは東京を起點にして青森までの国道ですけれども。これは、いわゆる当時五十三、四年ごろですけれども、松くい虫の誘引器というのをつければいいと、ずっと

○政府委員(高橋勲君) 確かに、伐倒駆除だけでは、伐倒して薬剤でやると、そうするとマダラカミキリが中に浸透しているときには効かないといふふうなことで、特別伐倒駆除はさらにそれを破碎してあるいは焼却する、ここまで徹底する行為ですから一一番効果的なんだと思いますが、最近ではチッパーとしましては山の中まで持つていける移動式チッパーを開発まして、委員御指摘のとおりはちょっととまだ国産がなかったのかかもしれませんのが、最近は大分性能のいい移動式チッパーができまして、これを導入するような助成をしよう、こういう考え方でやっております。

○高橋令則君 スウェーデンというのは、地形が、私は現地は知り息している木が移動しちゃいけないんだけれども、その場で駆除されないで売られてしまっていながら、結局、違法に材線虫なりマダラカミキリが生息している木が移動しちゃいけないんだけれども、それに沿つて拡大したという実績があるんですね。したがって、これはやっぱり現地できちんと処分してしまわないと、そういうことを徹底しない限りなくならないなという感じを当時受けたんです。今みたいに広がるだけ広がっちゃうとそこの心配はないよということになるかもしませんけれども、これもひとつきちんとやらせるようにしていただきたいと思います。

当時、私は思い出しますけれども、それを伐倒したときに焼いややうがあるいは破碎をしてチップみたいにしなきやならぬわけですけれども、その破碎をするいい機械が日本ではないんですね。なかつたんです。今はあるかもしれません。スウェーデンだったから一台入れてやらしたんですが、これが故障だらけで、むだなことをしたなと私は当時実は反省をしたんですけども。こういう伐倒駆除した場合の破碎をするいい機械というのが、国産でもいいんですが、今はできておりますか。

と道路沿いにつけたら、明らかにその道路沿いに伸びているんですね。それからまた大きな支線に入るわけです。これはどういうわけだと聞いたたら、結局、違法に材線虫なりマダラカミキリが生息している木が移動しちゃいけないんだけれども、その場で駆除されないで売られてしまっていい、それに沿つて拡大したという実績があるんですね。したがって、これはやっぱり現地できちんと処分してしまわないと、そういうことを徹底しない限りなくならないなという感じを当時受けたんです。今みたいに広がるだけ広がっちゃうとそこの心配はないよということになるかもしませんけれども、これもひとつきちんとやらせるようにしていただきたいと思います。

当時、私は思い出しますけれども、それを伐倒したときに焼いちやうがあるいは破碎をしてチップみたいにしなきゃならぬわけですけれども、その破碎をするいい機械が日本ではないんですね。なかっただんです。今はあるかもしません。スウェーデンだったから一台入れてやらしたんですけど、これが故障だらけでむだなことをしたなと私は当時は反省をしたんですけども。こういう伐倒駆除した場合の破碎をするいい機械というものは、国産でもいいんですが、今はできておりますか。

ませんが、非常に急峻なんで機動的なと思ったら、意外と入れてみたらそうでもなかつたんですね。おっしゃるようになつて國産でいいものができたというのは非常に心強いことですが、いずれこの特別伐倒駆除につきましてはそういう機械の導入といったものを促進して、罹患、いわゆる病害虫を侵された松が移動してまたその拡大の原因になるといったことのないように徹底をしていただきたい、このように思います。

それから松くい虫については一応國の試験研究機関、そしてまた地方の試験研究機関が過剰力を挙げて調査をした結果として、いわゆる運び屋のマダラカミキリ、それから細管に詰まつて本当に松を枯らしかやう材線虫と、こういうふうになっているんですけども、一方では原因はそれだけじゃないという説が依然としてあるんですね。そういうじやなく複合的な原因なんだというふうなことを指摘される方が根強くあります。

したがつて、いわゆる松くい虫被害といったものの原因について、林野庁はきちんとその原因を特定され、それだけの対策でいいというふうにお考えになつてあるか、原因の追求についての現状をお聞かせください。

○政府委員高橋勲君 原因につきましては、マソノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウによるということが研究成果としても非常に多くの研究者、科学者、森昆蟲学とか病理学、そういう実績の積み重ねがございまして、昭和六十年以来その追跡調査も随分重ねまして、日本だけでなく世界的にこの学説が通つて定説になつてゐるわけでございます。大気汚染説とかほかの学説もあるわけですが、そういう方の学説が十分な学会における認知といいますか、学会にそういう論文が出されてきちんとある程度評価されてどう形にはどうもなつていないと、私どもは認識しているわけでございます。

○高橋勲君 今のことに関連をしまして、新しく防除方法はないものかということもあるんですね。ウリミバエとか、農水省の範囲内では極めて

効果的な害虫駆除をやった事例もあるわけです。したがって、性フェロモンを使った方法とか、それから天敵を使った方法とか、いろんな方法が別の分野ではなされています。この分野ではそういう新しい防除方法の開発についての努力はいかがですか。

キリとマツノザイセンチユウの共生関係、それに松が挿まる、こういうことでございますので、それを御商議のうな研究はどうかと、もう二点で申

し上げますと、マツノマダラカミキリの成虫の駆除、これをするために誘引剤、これは既に実用化してあります。それから、マツノマダラカミキリ

○高橋令則君 いろいろ批判のある特別防除をで
きるだけじゃないためにも新しい防除方法の開発が
大事だと思いますので、ぜひ今の長官のお話を促
進していただきまして、効果が上がるよう努努力
をしていただきたいと思います。

それがもう一ヶ所やられてる地域に行くてみますと、その中でも残っている松もあるんですね。したがって、抵抗性のあるやつとないのが、やっぱり人間と同じで免疫のあるのとないのがあるんじやないかと私は思うんです。松くい虫被害に遭いにくい松を育てるというのも対策の一つかなというふうに思うんですが、そういう抵抗性のある松の選抜ですね、これは樹種でいうと成樹のような形でやるんですかね、よくわかりませんが、そういうものについての努力はいかがですか。

○政府委員(高橋勲君) おっしゃるとおりでございまして、その面での研究も進めております。

西日本の方が最初の被害も多かったのですから、その被害地におきまして抵抗性のあった松、こういうものを選抜しまして、採種園にそれを植

えまして抵抗性松の苗の生産を行っております。既に平成七年度には四万本というふうな形で実用に供するようになっておりまして、東北地方の方は若干おくれておりますが、西日本の方で抵抗性のあったものを東北地方に持ってきて、東北地方の抵抗性のあった松と品種交雑するとかそんなふうな研究も進めて、これからさらに抵抗性の生産というものに進んでいきたいというふうに思つております。

○高橋令則君 最後に要望を申し上げておきますが、今のやはり対策の一つとして、抵抗性のある松、樹種を供給するというのは非常に大事だと思いますので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

結局は、今の林業の状態からして、一つには森林所有者が手入れを放棄する、ほっておくということにも大きな原因があると思うんですね。したがって、林業全体の振興がこの基盤にはあると思いますので、これはもう各委員から仰せられたことだと思いますし、先ほど私どもの石井委員からも大臣にその点についての要望がございましたが、私も重ねて林業振興について、林野庁は今までの考え方を変えてもっと腹を据えてやっていただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長(眞島一男君) それでは、午後二時にな開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後二時開会

○委員長(眞島一男君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大淵綱子君 まず、森林病害虫等防除法についてお尋ねをいたします。

えまして抵抗性松の苗の生産を行っております。既に平成七年度には四万本というふうな形で実用に供するようになつております。東北地方の方は若干おくれておりますが、西日本の方で抵抗性のあつたものを東北地方に持ってきて、東北地方の抵抗性のあつた松と品種交雑するとかそんなふうな研究も進めて、これからさらに抵抗性生産というものに進んでいきたいというふうに思つております。

○高橋君 前後に要望を申し上げておきますが、今やはり対策の一つとして、抵抗性のある松、樹種を供給するというのは非常に大事だと思いますので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

結局は、今の林業の状態からして、一つには森林所有者が手入れを放棄する、ほっておくということも大きな原因があると思うんですね。したがって、林業全体の振興がこの基盤にはあると思いますので、これはもう各委員から仰せられたことだと思いますし、先ほど私どもの石井委員からも大臣にその点についての要望がございましたが、私も重ねて林業振興について、林野庁は今までの考え方を変えてもっと腹を据えてやついただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長(眞島一男君) それでは、午後二時に再開することとし、休憩いたします。

松くい虫被害対策特別措置法が施行され、二十
年になりますが、当初、この法律で五年間で松枯
れについては終息ができるという目標の中で時限
立法としてつくられたわけすけれども、残念な
がら五年間では終息をするどころか被害はむしろ
拡大をして、今では青森、北海道を除く日本全土
に蔓延をしてしまいました。

法改正のたびに、私たち社会民主党は、伐倒駆
除や樹種転換、あるいは薬剤の樹幹注入であると
か天敵利用を含めたいわゆる環境保全局型の松枯れ
対策に変えていくべきだという強い主張をしてま
いました。それがだんだん大きくなり入れられ
て、そして財政的にもこの特措法の中でより大き
な財政を確保しながらそうした環境保全局型の松枯
れ対策法に仕上げていくべき方向をとられていました
わけですが、今回この法改正によって森林病害虫等防除法の中に組み込むことになったわ
けでございますけれども、その理由を述べていただきたいと思います。松枯れ自体は、午前中の質
疑にもありましたけれども、まだ終息した状況にな
なつていらないという中で、あえて合併、併合させ
ていった意図というのは何でしょうか。

○政府委員(高橋勲君) 今、委員御指摘のような
被害木の破碎や焼却を内容とする特別伐倒駆除命
令等の特に効果の高い措置を必要に応じて機動的
に発動し得るような制度を整備しておく必要があ
ること。それから、抜本的な感染源の除去であり
ます樹種転換等の措置を取り入れる必要があるこ
と。それから、被害木の早期発見のための立入調
査の制度を整備する必要があること。それから、
被害地域の著しい拡大が停止する中で、広域にわ
たって緊急に防除を行うための時限的な特別措置
であった特別防除の直接実施の必要性、これが乏
しくなったこと。こうすることを総合的に勘案し
まして、特別措置法は延長しないこととしまし

松くい虫被害対策特別措置法が施行され、二十一年になりますが、当初、この法律で五年間で松枯れについては終息ができるという目標の中で時限立法としてつくられたわけですが、それども、残念ながら五年間では終息をするどころか被害はむしろ拡大をして、今では青森、北海道を除く日本全国に蔓延をしてしまいました。

法改正のたびに、私たち社会民主党は、伐倒駆除や樹種転換、あるいは薬剤の樹幹注入であるとか天敵利用を含めたいわゆる環境保全型の松枯れ対策に変えていくべきだという強い主張をしてまいりました。それがだんだん大きくなり入れられて、そして財政的にもこの特措法の中でより大きな財政を確保しながらそうした環境保全型の松枯れ対策法に仕上げていくべき方向をとられていましたが、今回この法改正によって森林病害虫等防除法の中に組み込むことになったわけですが、今回この法改正によって森林病害虫等防除法の中に組み込むことになつたわけでござりますけれども、その理由を述べていただきたいと思います。松枯れ自体は、午前中の質疑にもありましたけれども、まだ終息した状況になつていないうちで、あえて合併、併合させていった意図というのは何でしょうか。

○政府委員(高橋勲君) 今、委員御指摘のような推移をたどってきたわけですが、現況の松枯れの状況を見ますと、やはり百万立方というふうな水準で被害が出ております。

こういう被害に的確に対応するという意味で、

て、松くい虫防除対策についての特別な措置のうち今後とも必要なものを恒久法である森林病害虫等防除法に取り込んで実施することとしたものでございます。

○大瀬綱子君 伐倒駆除とか樹種転換とかはより人材がかかる、より予算的には大変多くかかるようになってくると思いますけれども、そういう財政措置についても大丈夫ということをございましょうか。

○政府委員(高橋勲君) 空中散布の方の予算が減少する一方、特別伐倒駆除あるいは樹種転換、こういったものを公共事業であります造林の制度、こういうふうなものを利用しまして、森林整備の一環としても実行していくというふうなことで予算是確保していきたいと考えております。

○大瀬綱子君 私たちは、林野庁が今度合併させていくというような意向があるやに聞きました、早速党内でも議論をいたしまして、より環境保全型の松枯れ対策をやっていただくために独自案を林野庁に提出をしていく中で今回の法改正に臨んできた経過がござります。また、環境被害や農業による健康被害を訴える多くの市民の人たちが、この二十年間農薬空中散布中止を求めて国会要請や請願を続けてきた事実もございます。また、市民団体が全国六百五十余りの団体署名も集めて林野庁に提出をしてまいりました。

松枯れ研究をしている大学の教授や農薬による人体への健康被害について研究している医学者たちの知識をかりながらも、特措法廃止に向けて今まで取り組んできた者の一人として、今回の改正案は一步前進と評価はしていますけれども、松枯れに対しての空中散布はまだこの法律の中でも行われるわけでございますが、本当に農薬空中散布が松枯れに対しても効果があったのかなかつたのかというのは、いまだにまだ検証されていないところでございます。本当に効果があつたというならば、それを科学的根拠で示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(高橋勲君) 空中散布の効果につきま

しては、これを国や公立の林業試験場、あるいはは農業登録時の検査、こういう段階でその効果を確認しているわけでありますし、それから防除をする中で特別防除を実行した地域で森林所有者の理解も得ながらその効果調査も実行しているわけであります。定点観測地点を設けましてその被害の実績を調べますと、やはり特別防除の導入によつて全般的に被害が低下しておりますし、その後も低い水準に抑制されておるということのデータはござります。

○大渕綱子君 マツノマダラカミキリというの
は、羽化の時期というのを非常に特定してまかな

ければ、この空中防除というのは役に立たない仕組みになっているわけですよね。また薬が松の葉っぱにつく、その松の葉っぱをマツノマダラカミキリが食べて、そしてマツノザイセンチニウの侵入を防いでいくというまさに間接的な薬剤散布である以上、そのマツノマダラカミキリの羽化の時期について非常に細かく調査をした中でその範囲、羽化をする時期に農薬散布をしなければ間に合わないわけでございますから、非常に厳密に対処をしていかなければ有効な効果というものは得られないというふうに思うわけでございます。
もしここ二十年間本当に二十九年だから二

○政府委員(高橋勲君) おっしゃるとおりであります。まして、今回の改正の趣旨、十分に関係地方自治体にも徹底してまいりたいと思っております。
決して空中散布の恒久化ということではなくて、空中散布も効果のある一つの手段として、そして他のいろいろな措置も組み合わせての防除措置というふうなことが必要であろう。そして、最終的には特別防除を実施する必要がなくなるような条件を早急に整備するということも懇談会報告生の趣旨でござりますので、こういう面もあわせて、地方自治体に周知徹底を図ってまいりたいと思つております。

に、また再激化というふうなことも排除して、基本的に特別防除を実施する必要がなくなるよう取り組んでいきたい、条件を整備してまいりたいと思っております。

○大別絹子君 抵抗性松の育成なども全国に見られるわけですが、そういうことも積極的に取り入れて、保全する松林を本当に厳しく指定をして、中で対策を講じていただきたいというふうと思っています。

また、前回、特措法延長の際に、附帯決議に枯れのメカニズムについて引き続き徹底究明に努めるというふうに書かれています。このセンチメートル説といいますか、林野庁はそこにこだわってお

いろいろな説を唱えている人たちを一堂に集めて意見を聞いて、そしてさらに研究を進めるうような対策をぜひやっていただきたいなと思います。いろいろな説を唱えている人たちを一堂に集めて意見を聞いて、そしてさらに研究を進めるうような対策をぜひやっていただきたいなと思います。いろいろな説を唱えている人たちを一堂に集めて意見を聞いて、そしてさらに研究を進めるうような対策をぜひやっていただきたいなと思います。

また、特別防除の実施に当たって生活環境や自然環境への影響に配慮するとともに、人によつてはその影響の程度というのが非常に異なつていいですから、これに配慮をして、これまでの危被害の防止対策の徹底と、万一被害が発生した場合の的確な対応措置について地域医療機関への周知徹底なども図られるべきであると思いますが、よろしくお願いします。

○政府委員(高橋熟君) 特別防除を実施するに当たっては、日本全国でどうぞ三ヶ月間きつめ

す」と毎年一年間住民が開催をなさざりきして、その報告書が出されているわけでござりますけれども、特別防除は実施する必要がなくなるよう物件を整備していくことが重要であるとの指摘がなされています。人体への悪影響に配慮して、特段的に廃止することが前提になつていてと考え方わざますが、どのような対策でこの報告書に記載されているような廃止のための準備や整備をされるのか、明らかにしてほしいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 特別防除そのものがやはり効果のある措置でございます。地形とか大変広い面積を有効に防除していく方法であります。それ以外にやはり保全すべき松林におきまして確実に徹底的に被害木を駆除していくこととか、章

いろいろな原因、排気ガスとか酸性雨などで弱った松がセンチュウによつて枯れさせられていふらうのようなメカニズムというものがだんだん明らかになつてきています。こうした原因究明によってもとと真剣に取り組むべきだと思ひますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(高橋勲君) 現在、全国的に発生しております松枯れの主因はやはりマツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウであるというのを科学的知見に基づいてのことのございますけれども、それ以外にも高温少雨という条件下では被害量が増大するというふうな実績もございます。確認も行なっています。それから大気汚染など

農林本産大臣が定める松くい虫の被害対策に関する基本方針の中でも特別防除の実施に関する基準を定めておりまして、貴重な野生動物の生息地であるとか病院や学校の周辺では実施しないとか、あるいは環境の保全とか農業、漁業への被害防止のために必要な措置を講ずるであります。それから、あるいは市町村段階における松くい虫の被害対策推進連絡協議会あるいは地区説明会、そういうものを通じまして地元の住民の意向を反映しそうの理解と協力を得るということです。安全で適切な対策に十分配慮いたしまして、薬剤の安全使用、危険害の防止対策、そういうものの徹底に努めているところであります。

から、よりさらに特別防除が擴大できるんだと、半永久的に続けていける体制にならんだからさうに強化をするというような、全く改正の中身を理解していないような発言があるやうに地方からもそのところに届いているところでございます。このところはやっぱり周知徹底を図りまして、今回この法改正がそういうことではない、できるだけ根柢から改めて対策については抜本的な対策ができるようになっていくのだということを、ぜひ通達なり行政指導なりをきちんととして、法改正の趣旨を徹底させていただきたいと思いますが、いかがでしょ

弱木まで含めて除去を図っていくような森林整備工事を
というふうなことを実行する。あるいは基本的には
は周辺の松林における樹種転換、そういうものたる
徹底いたしますと飛び込んでくるマツノマダラナミキリもなくなりますので、こういうふうな対策を講じまして、松林保全対策懇談会におきましては、特別防除が現状では有効な手段の一つではあるけれども、将来的には被害水準がさらに低下するなど実施する必要がなくなるような条件を整備していくことが重要。こういう指摘がされておわけでありますので、先ほど申し上げたようななまづ去と導くとして、放鳥、口等と抑制するこ

すとか降水量、そういう環境要因がどのように関係しているだらうか、こういう面での研究も必要ではないかということを考えまして、これまでの調査研究の実績、そういうものを分析する、あるいは必要な現地調査あるいはマツノザイセンチウの接種調査というのもさらに行いまして、これからは松林保全対策というものを考えていただきたいと思っております。

○大淵綱子君 いろいろな学説を持つた学者さんや先生方がいらっしゃると思いますが、そういう人たちも一堂に集めるような形で、そのセンチウの接種について、つらんへこづけなどによ

実施に努めてきていたところでございます。

○大淵綱子君 今、長官も述べられましたけれども、地域住民の意見の反映の場所というものを的確に確保していただきながら、あくまで地域住民と一緒にした松枯れ対策が実施をされるようになります。これからもお願いをしておきたいというふうに思っています。

森林防除法についてはこのぐらいにいたしました。森林の役割というようなことでお聞きをして、森林防除法についてはこのぐらいにいたしました。森林の役割といらうよなことでお聞きをして、森の役割といらうよなことだと思いますけれども、その前に、会計検査報告の中で国有林に関する特記事項というのがございまして、この中で、非常に国有林の今の現状というのをきちんと調査した結果の報告がされているというふうに思います。

その中で、これから事態の改善を図らなければならないと思ひますけれども、そのなかで、この前提となつたところに、「経営改善を進める上で困難な事情を抱えており、財務状況の悪化が進んでいる」というふうに前提としてあるわけでございますが、この経営改善を進める上で困難な事情というのはどういう事情か教えてください。

○政府委員(高橋勲君) 現在の国有林野事業は、御承知のとおり、特別会計で独立採算を企業的に行なうという形で実行しております。したがいまして、その事業を実行するに当たりましてはやはり自己収入ということが基本になるわけあります。これが、その自己収入を得るに当たりましての一番大きな収入源であります木材の収入につきまして、最近の木材価格の低迷でありますとか、伐採量も制約があるという中で、やはり自己収入の確保に大きな困難を感じているわけでございます。そのほかに、分取育林というふうな形で収入の確保を図つたり、あるいは国有林野の活用というふうな面での自己収入、それから累積債務を償還していくに当たりまして林野土地の販売等といふふうなことを努力の中に入つておるわけであります。これが、これもやはりバブルの崩壊というふうなこと

で土地価格も低下しております。

そういう面でも苦労がありまして、支出の方をいろいろ切り詰めるというふうな努力をしておりますが、なかなか収入の方での確保が非常に困難な状態ということがあります。検査院の指摘におきましても、一つはそういう事情を御指摘になつて、いるんだろうというふうに思つております。

○大淵綱子君 長い間の累積債務の中で、高金利の借入金に対しても利息払いというのが非常に大きいか加算をしてきて今日の累積債務を引き起こしているという事実はもう明らかなわけでございました。そういう点も踏まえて今回のこの検査院の指摘というのは非常に得ていて、このところをきちんと踏まえた中で改善計画が立てられるよう努めをしていただきたいと思います。私たちも国有林についてはどうしたら抜本的な再生ができるかということを非常に心に病んでいる者の一人でござりますので、一緒に計画づくりというのをやつていただきたいというふうに思つています。

さて今日、日本の林業が例えば造林の利回りなどがマイナスの予測がされる中で、業として、なりわいとしてなかなか成り立たない状況にあります。そのことが国土保全とか環境保全、水資源の確保、山村活性化と深くかかわっている林業の整備を不十分にしているというふうに思います。森林・林業の現状について、政府はどのように認識して、今後どのような対策をとらうとしているのか、大まかに答えていただきたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 我が国の森林・林業をめぐる状況につきましては、先ほど申し上げたような木材価格の低迷によりまして林業の採算性が悪化して、林業の生産活動も停滞しております。その林業を実行しておる場所であります山村も過疎化が進展しております、やはり林業の担い手が減少、高齢化しております。そういうことで、大変厳しい状況でありますが、その林業が持つ機能、これを改めて今再評価が行われておるわけになります。森林の管理等につきましてもやはり難しい

点が出てくるわけでございます。

森林そのものは木材の生産だけでなく国土の保全とか水資源の涵養といろんな機能を果たしているわけであります。そここの管理を適切にしていかないとぐあいが悪い。それを担つておるが大変厳しい状況にあるというふうに認識しておりまして、私ども、いろいろ林業の経営基盤の整備を図つたり労働力の確保を図つたり木材産業の育成を図つたりと、こういうふうなことで昨年は林野三法という法律をつくり、その体制の整備ということを推進した次第でございます。

○大淵綱子君 時間がもうなくなりましたが、こどしの三月に立正大学の福岡克也教授が「自然の価値」という論文を発表いたしまして、森林の持つておる公的機能の評価額というのは四七兆三千億円あるのだという試算をなされているんです。私自身も森林が供給しておる自然環境を保全していく役割はもう金にかえることのできないほど重要なものであるという認識をしてるわけですが、こうした試算ももとにしながら

ぞういふふうに思つておる

にあります。

そこで、木材の価格について質問をさせていただきます。結局、木材の価格が安ければ森林組合も疲弊するし、山林はとにかく手入れをする人がなく

て荒れ果ててしまう。木の値段が上がるほどん

ども、林業の振興のためには木がどんどん出荷され、原木が出ていかなくちゃならないわけであります。

○一井淳治君 森林組合が発展するためには林業

が振興されなくちやならない、林業の振興と森林組合の発展とは表裏の関係であると思つますけれども、林業の振興のためには木がどんどん出荷され、原木が出ていかなくちやならないわけであります。

○政府委員(高橋勲君) 木材の価格についてみますと、これまでの実績で言いますと、昭和五十五年

と、これまでの実績で言いますと、昭和五十五年

が木材価格が一番高かった時期でございまして、この時期に比べますと、杉の柱材で比較しておりますけれども、現在の木材の価格水準は約六割弱

と。そういう全体の状況であります。その中に

あります。最近の動向を申し上げますと、平成五年あたりでは、産地国が伐採規制というふうなことをいたしました。輸入量が減ったということ

でござります。

○政府委員(高橋勲君) 木材の価格についてみますと、これまでの実績で言いますと、昭和五十五年

が木材価格が一番高かった時期でございまして、この時期に比べますと、杉の柱材で比較してお

りますけれども、現在の木材の価格水準は約六割弱

と。そういう全体の状況であります。その中に

あります。最近の動向を申し上げますと、平成五年あたりでは、産地国が伐採規制というふうなことをいたしました。輸入量が減ったということ

でござります。

○政府委員(高橋勲君) 木材の価格についてみますと、これまでの実績で言いますと、昭和五十五年

が木材価格が一番高かった時期でございまして、この時期に比べますと、杉の柱材で比較してお

りますけれども、現在の木材の価格水準は約六割弱

と。そういう全体の状況であります。その中にあります。最近の動向を申し上げますと、平成五年あたりでは、産地国が伐採規制というふうなことをいたしました。輸入量が減ったということ

でござります。

○政府委員(高橋勲君) 木材の価格についてみますと、これまでの実績で言いますと、昭和五十五年

が木材価格が一番高かった時期でございまして、この時期に比べますと、杉の柱材で比較してお

りますけれども、現在の木材の価格水準は約六割弱

と。そういう全体の状況であります。その中に

あります。最近の動向を申し上げますと、平成五年あたりでは、産地国が伐採規制というふうなことをいたしました。輸入量が減ったということ

でござります。

○政府委員(高橋勲君) 木材の価格についてみますと、これまでの実績で言いますと、昭和五十五年

が木材価格が一番高かった時期でございまして、この時期に比べますと、杉の柱材で比較してお

りますけれども、現在の木材の価格水準は約六割弱

す。

やはり木材の価格は需給に応じて形成されるものでありますので、需給の安定が価格の安定につながるということで、今後やはり需給安定対策とながる

ということを講じていかたいと思つております。○一井淳治君 世界の中での需給の安定ですか

ら、例えば国産材を一時買い上げて保留しておつても、どんどん外国の材が入ってくると安くなつてしまつわけで、世界を相手の闘いになつていく

大臣がこの委員会で最初に御説明がありましたけれども、農林水産業は多様な機能があると、特にその中でも国土保全とか環境保全の重要な機能があると言われたわけあります。山を荒らさない、水や環境を守るために材木の価格をうまく調整する、これは非常に困難なことでありますけれども、そういったことをすることも、これは何といいますか、普通の財とは違うわけですから、非常に国土保全や環境保持に強い関係のある財でありますから、そういう観点から、林野庁としては、この自由な野放しな価格競争にめだねておるというのではなくて、やはりそこには国産材価格に対する考え方というものがあつてしかるべきか。どのようにお考えでしようか。

○政府委員(高橋勲君) 木材の価格につきましては、自由競争のもとで国際的にも国内的にも実行されているわけであります。なかなか、その価格につきまして支持価格とかいろいろな手段を講じるのは大変難しい情勢にあると認識しておりますが、その価格が形成される段階で売り手買手のこういう方が今後の見通し、そういうものをどう見通すかというようなことが価格形成に影響しますので、私どもとしましてはやはり木材の需給の見通し、こういうものを作成しまして情報を提供していく。あるいは、海外からの輸入が現在八割を占めておるわけであります。その海外の木材輸出国との意見交換あるいは関係業界の指導とうふうなことで実行していきたい。

今後、今、先生おっしゃいましたような木材

というのは環境財というふうなことで、ちょっとほかの財とも違うじゃないかというふうな御指摘に対しましては、やはりその木材生産をする林業

に対する支援措置、それからその木材を使って製材品というふうな木材の付加価値をつける木材産業、こういう人たちに対する支援措置、こういう

ものが大事ではないかということで、昨年四月に成立しました林野三法、この三法の趣旨が林業の経営基盤、それから労働力の確保、それから木材産業の育成、こういうことでありますので、そ

ういうふうな体制をとった上で林業や木材産業の体质強化を図つていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○一井淳治君 何かもう少しいお知恵を出していただいて、国産材が高く売れるようなことを考えていただきたいけれども、私も今具体的に提案することもございませんので、どうか今言われま

したような方向で環境保持、国土保全がなされるよう御努力をお願いしたいと思います。

結局、林野庁長官も今言わされましたように、原木は継続的に出されていくという、一定量が常に出荷されるという体制をつくっていくことがまず始まりだと思います。これは、林野三法の実施状況をお聞きすることになるわけがありますけれども、その中で出荷体制がどんどん整備されておるのかどうか、そのところをお聞きしたいと思

います。

○政府委員(高橋勲君) 林野三法の中で木材の安

定供給の確保に関する特別措置法、この法律で原木の安定的供給を促進する必要のある地域の指定を行つておるわけであります。そこで森林所有者あるいは木材製造業者、その人たちの共同計画

に基づきまして原本の安定的な取引関係が確立するよう、それが大ロットで加工流通体制の整備に乗る、あるいは製材施設の規模拡大につなが

る、あるいは乾燥施設というふうなものをつくつておけるよう努めているわけであります。

その地域指定の関係でありますが、既に九流域

につきまして指定を行つております。今後さら

に百流域程度を目標にこの流域管理システム、それを推進する意味での木材の安定供給の確保に関する特別措置法ということで指定を推進していく

たいというふうに思つております。

○一井淳治君 その指定が手始めでありますけれども、さらに濃い内容になるように御努力をお願いします。

それから、けさほどからこの林業労働力の確保法の施行状況について質問が出されておりますけれども、ボイントは、要するに労働力の流動です

いたい、いい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくというのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくというのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

から、よい労働条件の方に、賃金がよかつたり社会保障が完備されておつたり、そちらの方へ労働力が流れていくのがもう一番基本だと思うわけです。幾らいろいろ体制をつくってもそこ

くりそのまま使ってもらわないと追つつかないよ

うな状況のよう思ひますけれども、いかがで

しょうか、これは質問の要求をしていないんです

が。○政府委員(高橋勲君) 一応予算的には、基金を積んでその基金の果実でいろいろ事業を実行しようとすることになつておりますので、現段階ではその基金の取り崩しというのは難しいというふうに思つておりますけれども、一番有効に使えるよう形をとれるよう指導していきたいと思っております。

○一井淳治君 来年度からは、基金では効き目がないで思い切った増額をしてもらうとか、あるいは基金を実際に基金にして使いにくくしていただく根本的なところが改善されていないといふふうな形をとれるよう指導していきたいと思っております。

次に、この流域林業活性化センターが各流域でできまして活動を始めておるようあります。それぞれ機能を果たしつつありますけれども、まだまだ高性能機械の導入とか、林道、作業道の整備が進まないためにこれが十分に機能しないようなところもあると思ひます。

そこで、この流域林業活性化センターの活性化を図るために、機械の導入とか作業道の整備などになつて検討いたしました地方財政措置、こういうことで労働条件を改善できるような基金を各県で積み立てるということを行つております。

それから、林業労働力確保法に基づく支援センターをつくりまして、この支援センターで新しく採用する人たちに対する研修といふふうなことが円滑いくよろにその経費の助成などをを行う、こんなふうなことを実行しておるわけでございま

す。

○政府委員(高橋勲君) やはり林業を振興する上

で流域管理システムということを林政の基本的な核的な役割は流域林業活性化センターが担つてゐるわけあります。したがいまして、我々もその

体制の整備に努めてきておったわけですが、その中で平成七年度には、林道とか作業道あるいは高性能林業機械を導入できるような流域林業総合推進対策といふふうな予算措置を行つておるわけ

あります。

さらに、平成九年度につきましては、流域一体となつて木材安定供給を推進するために、この流域林業活性化センターが中心になりまして森林所

有者の伐採の取りまとめを行う、そして取りまとめで原木が大ロットで出てきたその処理を製材規模を大きくしてコストダウンした体制で製品をつくりしていく、付加価値のある製品をつくりていく、そういう事業をする流域林産加工工体制整備対策事業、こんなふうな新しい事業を実行に移せるようになっていきたいと思います。

うなことがござりますけれども、流域別の合併の状況を見ますと、流域単位で進んでいるところもございます。あるいは、一つの流域の中でいろいろまだ森林組合が残つて中核となる森林組合がないというふうな状況もございます。

今回の合併助成法によりまして、合併の提出期限を延長していただきたいわけでありますが、そ

〇一井淳治君 これまでの対策というのは、言葉がよろしくないかもしれません、しり抜けといいますか、空中散布をしているところも一〇〇%が重なつておりまして、一たんおさまった被害もまた再発すると、こんなあうな状況にありますて、なかなか終息には至つていらないというふうに思つております。

い決意を持って取り組んでいただきたいんです
が、いかがでございましょうか。

そして、その決意と同時に、そういうふうな施
策もやってもらわなきゃいけませんけれども、そ
の辺を、私は五十分までしか時間がありません
あと一分しかありませんけれども、お願ひしたい
と思います。

○一井清治君 それからもう一点 この活性化センターの中には活性化協議会がございますけれども、そういった中に実際に林野で働いている人たちはの代表の人を加えたらどうだらうか、加えてほしいという提言を、これは社会党の時代からさせてもらっているわけでござりますけれども、その辺についてのお考えを伺います。

れによりまして税制優遇措置が引き続き講じられるわけでありまして、さらに具体的な、そういう祖先ほどのような阻害要因を少なくしていく意味では、もう少し都道府県の関係者の合併推進に対する指導といいますか、そういうものをしていただいく、あるいは森林組合のそれぞれの方々にこれは自分のこととして今後の森林組合のあり方というものを考えてもらおうと協議会を設置したりと

松くい虫を殺していない。空中散布をしているところもかなりの程度残っている。そして、空中散布をしてる周辺には散布ができないところがありますから、ここには大量の松くい虫が生き残ってます。それで、極めて熱心な市町村以外は伐倒もしないでほつてているわけです。ですから、今の体制というのは、松くい虫の一大根拠地をつくりながら、他方である程度乗をもつているという状況で、

（政府委員会長官監督者） 確かにこれまでの実績といいますか終息できなかつた理由の一つに、やはり徹底を欠いたという面があることは否めないと、いうふうに思つております。

ですから、特別防除をすると同時に、他の防除の方法、伐倒駆除ですか被害木の破碎、撤去、あるいは造林事業による樹種転換、そういうふうな手段を用いまして総合的であるいは機動的に対

この流域ではどういう林業の振興あるいは木材産業の振興が望ましいかと、こういう協議をするわけですが、私どももその流域内で森林や林業に關係しておられる皆さんとの合意のもとに、この流域は森林組合の方、営林署、林業事業体あるいは学識経験者、いろんな方が参加されまして、この流域で何をやるか、どうやるか、これが決まりました。

になつていいと思うんです。

ですから、今後絶滅をしようというお考えを持たれるなんなら、これは小さな虫けらに人間が負けていることは残念ですから、これまで五年ごとの時限立法を延ばすときに、この五年以内に松くい虫を絶滅するということを恐らく何回も言われておらしでよからうか、どうぞ議案は准認して、

○須藤美也子君 應していきたい。平成九年度から新たに始まる対策につきましてはそのような考え方で臨みまして、可能な限り早い終息を迎えていたいというふうに思っております。

てそういう仕事がなされるところは大変多いらしいというふうに思っております。民間の林業労働者の代表の方もその流域林業活性化センターに参加するということを願っているわけでございまして、既に百五十八の流域があります。その協議会も全部設置されておるわけですが、その半数以上上の協議会に労働者の代表が参加して協議が進め

これら長い間額が予算を出し、そして本野厅や都道府県、市町村でも非常に多くの人が努力していますけれども、いまだに松くい虫を絶滅できないわけあります。この松くい虫を絶滅させたい理由をどのようにお考えなのか質問させていただきます。

おるんではいかがなつか。まことに言葉の筋書きで、ませんけれども、そういうお話が出ておるんじやないかと思います。

虫を撲滅することができない、そういう中で今回一部改正案が出されたわけです。

○一井淳治君 次に、森林組合の合併であります。

で、百万立方程度まで減少してきただれどあります
が、御指摘のように終息までには至っていない
状況であります。

んた、絶滅してやるんだという信念を持って、それでもう一部の地域は松くい虫が、あるいはサバヤマアゲハ、運び寄せられてゐる。う二

と判断しております。

けれども、いろいろ困難な課題があると思ふ。一つは組合によつて資産状況に大変格差があると、それから組合によつて大変熱意の差があると、いう辺が合併の障害になつてゐると思いますけれども、この辺をどうやって乗り越えていくかということについてお考えを伺います。

○政府委員(高橋勲君) 御指摘のとおり、森林組合の合併が進まない理由に組合の財務が不均衡がある、あるいはリーダーが不足しているというふうな

この原因といたしましては、やはり高温少雨とか風雪害、そういうことでマツノマダラカミキリやマツノザイセンチュウの増殖の加速を招く気象条件があつた、あるいは樹種転換が停滞している、それから除間伐のおくれというふうなことでマツノマダラカミキリの繁殖源が増加している、あるいはまた被害木の見落としというふうなことで駆除措置が徹底できない、そういうことの要因

ハイヤーが遊び屋さんを廻り廻るといふと、それを残さないで、地域をやる場合には全体をやる
ように何とかやっていかないと予算のむだ遣いに
もなるんじやないかと。本当にもう松を全部枯ら
した方が早いんじやないか、これは極端な話です
けれども、そういう気にもなってしまいますので
で、もうここで法改正ができるんですから、心を
一新して、何としてもここで殺してしまおうんだ
日本から松くい虫をなくしていくんだというかな

○国務大臣(藤本孝雄君) 今、委員が日弁連の意見書につきましてお話をございました。この被害原因について異説があること、環境への影響があることなどを理由として特別防除について廃止を求めていた。こういう意見書であるわけです。今までの松くい虫被害原因につきましてはをいたします。

は、マツノマタラカミキリが運ぶマツノザイセンチユウであるということは明らかでございまして、また特別防除は自然環境、生活環境の保全を十分に配慮しながら実施するということが必要であると私どもは考えておりまして、そういう観点から、今後とも地域の関係者の意向にも十分配慮しながら、特別防除や伐倒駆除など各般の対策を組み合わせながら地域の実情に応じまして実施をしてまいりうと、かようにも考えております。

○須藤美也子君 五年前のこの委員会で松くい虫被害対策特別措置法が審議されました。その際に附帯決議が出されました。

その附帯決議の中の四、これは今回の附帯決議の中にも入っておりますけれども、「特別防除については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺の松林においては、原則として、これを実施しないこと。」また六番、「特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めるとともに、その実施によって被害が発生した場合においては、直ちに特別防除を中止し、その原因究明に努め適切な措置をとることとする。」こういふことをこの委員会で附帯決議をしているわけです。

この附帯決議がこの五年の間、守られてきたのでしょうか。

○政府委員(高橋勲君) 附帯決議の四につきましては、農林水産大臣が平成四年に特別防除をする際の基本方針を定めておりませんけれども、その基本方針におきまして、貴重な動植物の生息地や病院、学校等の周辺においては実施しない、それから住宅や宿泊所その他の家屋、公園、レクリエーション施設、その他の利用者が集合する場所の周辺松林においては原則実施しない等としておりまして、これを遵守し、安全かつ適正な実施に努めてまいりましたところでござします。

それから、附帯決議の六につきましては、特別防除の実施に当たつての被害状況の把握につきましては、特別防除を実施する地方自治体等に窓口

を設けて対応しているところであります。一方で、薬剤による被害が発生した場合には直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の究明に努めるよう指導してきております。

また、被害状況につきましては都道府県を通じて報告を受けているところでありますけれども、平成四年度以降八年度まで五年間で、薬剤が風に流れたことによる自動車の塗装の変色等の被害が七件発生しているという報告を受けておりますが、その中に健康被害についての報告はございません。

特別防除の生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、昭和五十二年度以降継続している特別防除の自然環境等への影響に関する調査、これを引き続き実施しているところであります。それによれば、生活環境及び自然環境に大きな影響を及ぼすという結果も得てないところでござります。

○須藤美也子君 九四年に島根県玉湯町で実施された空中散布に関して健康調査を行った、これ御存じないんですね、何も被害を受けていないと答弁なさいましたから。健康被害調査で二百四十三人の地域住民を調査した結果、そのうちの四十三人が人体の異常を訴え、八人が医療機関に受診をした、そしてその原因が農薬成分を吸引した結果と考えられる健康被害が実施地域の周辺で起つておるという結果が出ていたんです。

○政府委員(高橋勲君) 調査につきましては、昭和五十二年度以降、特別防除の自然環境等への影響に関する調査、毎年十県程度で実施しておりますが、この調査で林木ですとか野生鳥類ですが、あるいは土壤とか河川、こういうところにおける薬剤の残留状況、こんなふうな調査を継続して実施しております。

簡単でいいです、答弁そんなに長々と言ひわけではありません。事実は知らなかつたのか、そういう点でどのような調査をしてきたのか、簡単に答弁をお願いしたいと思います。

また、被害状況につきましては都道府県を通じて報告を受けているところでありますけれども、平成四年度以降八年度まで五年間で、薬剤が風に流れたことによる自動車の塗装の変色等の被害が七件発生しているという報告を受けておりますが、その中に健康被害についての報告はございません。

○須藤美也子君 九四年に島根県玉湯町で実施された空中散布に関して健康調査を行った、これ御存じないんですね、何も被害を受けていないと答弁なさいましたから。健康被害調査で二百四十三人の地域住民を調査した結果、そのうちの四十三人が人体の異常を訴え、八人が医療機関に受診をした、そしてその原因が農薬成分を吸引した結果を考えられる健康被害が実施地域の周辺で起つておるという結果が出ていたんです。

○政府委員(高橋勲君) これ御存じないですね、これはちょっととおかしいんじゃないですか。現にこういう状況が出ておりまして、私が住んでいる山形県でも市民の反対で空中散布は中止になりました。隣の福島県でも市民運動の反対で中止になりました。

○須藤美也子君 九四年に島根県玉湯町で実施された空中散布に関して健康調査を行った、これ御存じないんですね、何も被害を受けていないと答弁なさいましたから。健康被害調査で二百四十三人の地域住民を調査した結果、そのうちの四十三人が人体の異常を訴え、八人が医療機関に受診をした、そしてその原因が農薬成分を吸引した結果を考えられる健康被害が実施地域の周辺で起つておるという結果が出ていたんです。

選んだわけであります。

それから、現在地元の山形県におきまして、関係者が調整協議会を設けて、この中で、このまま既存のルートを探してそちらを改良していくことがあります。私たちも、そういう地元の要望、地元の御意見を踏まえながら、今後検討していくたいといふふうに思っております。

○須藤美也子君 地元では中止をしてほしいと、こういう要望です。なぜなら、町道に移管される、移管された途端に亀裂が生じて、もう予算のない中でその復旧工事に何億という金をかけなくちゃならぬ、こういう林道を国の責任でつくったわけです、計画で。しかも、そこに住んでいる地域住民は大変負担があふえて迷惑を受けている。毎年毎年雪が解けるたびに亀裂が入ってだれもそこを使用しないんです。それは二重の税金のむだ遣いであると、きちんと中止すべきだと私は思うのあります。

それと同時に、森林開発公団の責任で総合的な環境保全と地元負担の軽減をぜひ国のお責任で進めていただきたい。同時に、総理も予算委員会の答弁の中で、十年間で六百三十兆円の公共事業費の見直しを答弁しております。そういう中で、林野の公共事業計画もその視野に入っているのか、あらかじめ事業費の総額を決めて進めている第二次森林整備事業計画、長期計画もその見直しの中に入っているのかどうか。そういうお金があるならば、もっと林業労働者の後継者に使うとか、中山間地の所得補償に使うとか、もっと地域の林業の振興に使う、そういう形で使うべきであって、むだな大規模林道、二重にもむだ遣いになるような公共事業に使うことはこの際きっぱり中止すべしである。そして、今申し上げましたように、これから進めようとしている、そういう大規模計画、公共事業の見直しを強く要求いたします。

時間が来ましたので、これで終わりますけれども、最後に大臣の公共事業に対するむだ遣いにつ

ば幸いだと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 六百三十兆の公共事業費の問題は、今から内閣の中で議論をしていこうという、そういう段階でございます。

それから、特に大型の公共事業の見直しといふ問題については、これは一般論でございますけれども、絶えず経済また社会的な状況の変化に応じて、また環境問題も十分に配慮しながら検討していくと、これも総理から御答弁申し上げておるところでございまして、そのような方針であることは間違ひありません。

それから、林野関係の公共事業がその公共事業の見直しの中に入っているかどうかという御質問に対しましては、そのような考え方で私どもも受けとめていると、そういうふうに思つております。

それから、私が農林水産大臣を拝命いたしましたときに、総理から特に公共事業所管三省の大臣に対しまして、公共事業につきましては、その効果、効率化、それから費用対効果の手法、そういうことについては十分に配慮をして取り組むようになり、こういうような御方針のお話があつたことをもつげ加えさせていただきます。

○須藤美也子君 終わります。

○島袋宗康君 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に関して、幾つかの問題点を指摘しながら質問したいと思います。

まず第一に、沖縄県内の松くい虫の最近の被害状況はどのようになつてゐるか、そしてその対策と効果はどのようになつておるかの点についてお伺いしておきます。

○政府委員(高橋勲君) 沖縄県におきます松くい虫被害は昭和四十八年度に初めて発生しまして、国土の保全や水資源の涵養などに重要な役割を果たしております。特に、平成二年度以降は高温少雨という気象条件あるいは台風の影響を受けまして北部地域で増加しまして、さらに平成五年度には三

約四万二千立方メートルの過去最高の被害量を記録しております。

このために、薬剤の地上散布及び被害木を蒸煮する伐倒駆除、それから被害木を焼却する特別伐倒駆除、こういう対策を講じておりまして、平成七年度にはピーク時に比べて四割程度に減少しまして二万六千立方というふうに被害量が減っております。

○島袋宗康君 同様な点について、沖縄県に所在する米軍施設内についてその辺の対応をどのようになされたか、防衛施設庁の方にお伺いいたします。

○説明員(佐伯恵通君) お答えいたします。

米軍施設・区域の中の松くい虫の防除につきましては、当庁としましては緊急性及び社会的状況にかんがみまして、米軍が実施できないものにつきまして昭和五十五年度から松くい虫防除のための駆除工事、いわゆる伐倒焼却駆除を実施しているところであります。それで平成七年度までの実績としまして、嘉手納弾薬庫それからキャンプ・ハンセン、キャンプ・シニワブの三施設につきまして、金額にして約六億円、数量にしまして約三万四千立米の駆除工事を実施しているところであります。

当庁としましては、松くい虫の被害状況を見ながら、今後とも米軍それから沖縄県と調整をして、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 そのときに空中散布、それと市町村との合意、そういったふうなことについても、ちょっとどのような状況だったのかお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(佐伯恵通君) 米軍基地内の空中散布につきましては、ちょっと手元にございませんので承知しておりません。

○島袋宗康君 市町村との協議は、

○政府委員(高橋勲君) 沖縄県におましましては、空中散布は実行していないと承知しております。
○島袋宗康君 市町村との協議は全くなされていませんですか。
○説明員(佐伯惠通君) ちょっと手元に資料がございませんので承知しておりません。
○島袋宗康君 そういうふうな散布をするとき、あるいは伐倒とかそういうことをやるために、やっぱり隣地の市町村と一緒に議をしてやるということではなければ、この基地内処理しただけではどうもバランスを失いておるんじゃないかというふうな感じがするんです。その後でいいですから、全く協議がなされないままに今後もやるのか、あるいは一定の協議をして市町村と一緒に議をしてやるのかという点については重要なと思いますので、ひとつぜひその点は調整して、今後やるときには実施していただきたいというふうに要望しておきます。
それから、昨年のSACO、日米特別行動委員会なんですがれども、沖縄の米軍基地の北部訓練場の約半分が返還されるというふうな報道がなされております。同訓練場は沖縄本島北部の山原と呼ばれる森林地帯であるわけであります。そして、自然の宝庫だとも言われております。もし返還された暁には国立公園として整備したいといふ環境庁の構想がございます。そのことについて林野庁としてはどういうふうな位置づけをされておられるか、またどう対応されていくのか、お尋ねしておきたいと思います。
○政府委員(高橋勲君) 沖縄北部訓練場として使用されております沖縄北部の国有林につきまして、ここは水源地域として重要な役割を果たしておりますし、また区域内にヤンバルクイナ等の国内の希少野生動植物が生息しております。自然環境の保全上も重要な地域だというふうに認識しております。

地元の意向も踏まえまして、ここを保安林の指定とかあるいは保護林の設定、そういうものも含めまして、その保全のための取り扱いについて検討したいと思っております。その検討に資するため、現在その森林調査を実施しているところでございます。

環境庁が国立公園化というふうな対応については、新聞報道等あつたようありますけれども、まだ具体的に私どもに御相談があつたわけではありません。環境庁から今後具体的に国立公園等の指定の協議があつた段階で、その地域の森林の現況とあるいは地元の要望、こういちもんの踏まえまして御相談しながら検討していきたいというふうに思っております。

○島袋宗康君 林野庁として、国立公園を構想しているといふことについては積極的に進めている御意思なのか、あるいはもっと調査をして国立公園にふさわしいのかどうかというふうな点でもう少しさらに検討していかれるのか。国立公園といふ場合に、林野庁として積極的に進める方向にあるのかどうか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(高橋勲君) 国立公園としてふさわしいかどうかということは環境庁の方の御判断もあるわけでありまして、私どもとしましては、国有林の管理といふ意味で、そこを保護林でありますとか保安林に指定したらどうかとか、そういうふうな検討を進めております。

また、地元の要望の中には、やはり国立公園にして利用ができないから困るとか、もう少し林業的な利用がしたいだとか、いろいろな御要望もあるかというふうに思いますが、そういう要望も踏まえて、それから森林の価値といいますか、内容等も十分把握した上で今後の課題といふように受けとめております。

修正について須藤君から発言を求められておりましたので、この際、これを許します。須藤美也子君。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容につきましては、今お手元に配付されております案文のとおりでございます。

その趣旨と提案理由について御説明申し上げます。

修正案の内容は、森林病害虫等防除法による駆除命令のうち、薬剤による防除から特別防除を除き、命令・代執行による特別防除は今後廃止することにする、これが一つであります。さらに、国、地方自治体がみずから所有する国有林や公有林に対し特別防除を行う場合、あらかじめ区域、期間を公表する、これを明確に法案の中に入れます。

修正案の内容は、森林病害虫等防除法による駆除命令のうち、薬剤による防除から特別防除を除き、命令・代執行による特別防除は今後廃止することにする、これが一つであります。さらに、国、地方自治体がみずから所有する国有林や公有林に対し特別防除を行う場合、あらかじめ区域、期間を公表する、これを明確に法案の中に入れます。

ヘリコプターによる農薬の空中散布については、人間の健康や環境、生態系に与える影響が極めて大きいものがあります。そのため、日本弁護士連合会や市民団体などの多くの国民は、もうヘリコプターによる農薬の空中散布はやめてほしいと特別防除の廃止を求めています。ところが、政府提案では、特別防除の恒久化につながるものであり、国民の理解を得ることはできません。

以上の趣旨でありますので、何とぞ、委員各位の御賛同をお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○委員長(眞島一男君) ただいま議題となつております兩案のうち、まず森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案及び修正案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(眞島一男君) 少数と認めます。よつ

て、須藤君提出の修正案は否決されました。
次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(眞島一男君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、阿曾田君から発言を求められておりま

すので、これを許します。阿曾田君。

○阿曾田清君 私は、ただいま可決されました森

林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党、護憲連合、民主党・新緑風会、日本共産党及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

松は、土砂流出の防止等の国土保全、風致・景観の維持のほか、木材の生産等にも重要な役割を果たし、古くから、国民生活に深く関わってきた。

しかし、松林における松くい虫による被害は、なお高い水準で推移しているほか、一旦被害が軽微となった地域でも、気象の影響等により、被害が再激化することが懸念されている。よつて政府は、本法の施行に当たり、松くい虫等による被害に的確に対応できる機動的な防除システムを構築するとともに、次の事項の実現に万全の措置を期すべきである。

一 松くい虫等による異常な被害を早急に終息させるため、地域の被害態様を十分に把握し、た上で、総合的な被害対策が適切かつ効果的に実施できるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じた実施体制をさらに充実・強化するとともに、地域の自主的な取組みを促進するための支援を強化すること。また、そのため必要な予算を確保し、本法の目的が達成されるよう最大限の努力を行うこと。

二 新しく規定された、森林組合等による他人の土地への立入調査については、森林所有者の権利保護にも十分に配慮しつつ、松くい虫等による被害の早期発見に活用するよう都道府県を指導すること。

三 特別防除の実施手順については、今後とも、松林保全、特別防除等に関心を有する広範な関係者で構成される協議会を開催し、関係者の意見等を十分に聴取するとともに、生

活環境及び自然環境の保全に配慮して、特別防除を慎重に行うこと。

四 特別防除の実施地域については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺松林を、原則として、除外すること。

五 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めること。また、被害が発生した場合には、直ちに、特別防除を中止し、その後因明に努め、適切な措置を講ずるとともに、国家賠償法等に基づく円滑な損害賠償を行うこと。さらに、特別防除の効果のはか、生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、引き続き必要な調査を行うこと。

六 将来、松くい虫による被害が低い水準で定着するなど、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備しつつ、可能な限り伐倒駆除、樹種転換、天敵利用等の方法を選択するとともに、松林の健全化のため適切な森

林施業を併せて推進すること。

七 マツノザイセンチュウに対する抵抗性松について、選抜育種の一層の推進及び普及を図ることとともに、誘因剤の開発等環境保全に配慮した新防除技術の早急な実用化及び普及を図ること。また、松の枯損メカニズムについて、引き続き徹底研究に努めるとともに、手入れ不足等による松の不健化や大気汚染、酸性雨などの影響について、十分に調査研究すること。

八 松くい虫以外の病害虫等についても、有効な防除方法を引き続き調査研究するとともに、今後、これによる被害が増加した場合に、機動的かつ弾力的に対策を講ずること。

以上でございます。

右決議する。

○委員長(眞島一男君) ただいま御賛同をお願いいたしました。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしました。

○委員長(眞島一男君) ただいま阿曾田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(眞島一男君) 全会一致と認めます。

よつて、阿曾田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤本農林水産大臣から発言を求めておりましたので、この際、これを許します。藤本農林水産大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) 次に、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について討論に入ります。——別に御意見もないようで

すから、これより森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(眞島一男君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、阿曾田君から発言を求められておりま

すので、これを許します。阿曾田君。

○阿曾田清君 私は、ただいま可決されました森

林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主

党、護憲連合、民主党・新緑風会、日本共産党及

び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を

提出いたします。

案文を朗読いたします。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

最近における我が国森林・林業をめぐる情勢には、木材価格の低迷、製材輸入の増加、林業労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがあり、このまま推移すれば、木材資源の供給能力の低下、地域経済の低迷を助長するだけなく、森林施設の停滞により森林の持つ公益的機能の発揮にも支障を来たすことにもなりかねない。

このため、昨年成立した林野三法により、林業經營基盤の強化、労働力の確保・育成、木材安定供給体制の整備等を図り、現在、林業の再生と森林の適切な維持・管理に向け、関係者の懸命の努力がなされているところである。

よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るために、本法の施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその經營基盤を強化し、地域林業の中核的担い手として森林の保全の推進と山村経済の振興に一層大きな役割を果たすことができるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、それぞれの地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にすることも、関係者との協調・連携の下に、流域一体となつた積極的な事業展開が図られるよう指導すること。

二 森林組合の經營管理体制の整備に当たっては、その趣旨を森林組合系統組織に十分周知徹底するとともに、今後、多角的事業展開等積極的登用、役員の資質の一層の向上により、経営の活性化・安定化が図られるよう指

導すること。

三 森林組合の合併の推進に当たっては、組合員の意志を十分尊重し、財務状況、事業内容等組合の実情、地域の実態に即した合併が行われるよう指導に努めること。また、合併後において従来以上に地域との密接な関係が維持されるよう指導すること。

四 森林組合への施設委託が増加することが予想される中にあって、森林組合の作業班の高齢化が急速に進行している実態にかんがみ、新規就業者の確保のための施策を推進するとともに、就業者の労働条件の改善や福祉の向上に努めること。また、作業の効率化の観点から、森林組合における高性能林業機械の必要性が高まっている現状に対処して、その導入の推進に努めること。

五 森林組合が健全な発展を果たすためには、その自主的な努力が一層重要となってくることにかんがみ、森林組合系統の運動を促進するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○委員長(眞島一男君) ただいま阿曾田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(眞島一男君) 全会一致と認めます。

よって、阿曾田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤本農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。藤本農林水産大臣

○委員長(眞島一男君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(眞島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十九分散会

〔参考〕

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対する修正案

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定中「同項第五号」を「同項第四号中「防除」の下に「(森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除(以下「特別防除」という。)」を除く。」を加え、同項第五号に改める。

第七条の次に「一条を加える改正規定のうち第七条の二第二項中「(森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除(以下「特別防除」という。)」を削り、同改正規定中第七条の四に次の二項を加える。

2 国又は地方公共団体は、特別防除を行おうとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、特別防除を行う区域及び期間を公表しなければならない。

平成九年三月二十八日印刷

平成九年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C